

# 近世淀川治水史

A Modern History of Flood Control of the *Yodo* 淀川

村 川 行 弘

## 1 淀川と治水

近世の大坂を論ずるに当って、その経済的位置なかんずく流通経済の発展について果たした淀川筋の役割を忘れるることはできない。近世日本の経済界を牛耳り、「天下の台所」と称せられた大坂の経済的発展も畢竟その地理的環境に支配されたものであり、淀川の水運と瀬戸内海よりの入船の便に恵まれていたことによる。

淀川は琵琶湖に發し瀬田川とよばれ、京都盆地に入って宇治川となり、伏見にて淀川と称せられ、木津川・桂川を併せ、淀・枚方・江口・毛馬を経て本流は南へ流れ堂島川・土佐堀川に分かれて中之島をつくり、さらに安治川・木津川・尻無川に分流して大阪湾にそいでいる延長79キロにわたる大河川である。この分流にはさらに神崎川・中津川があり、神崎川は江口にて淀川より分岐し、安威川・糸田川・高川・天竺川・猪名川・藻川を併せて西流し、下流にて神崎川本流・左門殿川・西島川・大和田川に分かれて大阪湾に入る延長24キロの河道で、いにしえの三国川に當る。中津川は柴島・長柄にて淀川より分流し、十三・塚本・歌島・姫島・伝法を通り、正蓮寺川・伝法川・六軒家川に分かれて大阪湾に入っている。延長10キロ余で明治33年の淀川改修の結果、廢川同様となり、この川の役割は新淀川に引継がれている。

物貨の流通はその大半が廻船・諸川船によって行われ、従って川筋の取締りも重要な問題であった。淀川の治水策はまた、大坂の運命を決するほどの意味をもっていた。単に大坂のみならず淀川流域の近江・山城・河内・摂津の沿岸住民は、淀川の恩恵と脅威のもとに生きてきたといっても過言ではない。

古来、洋の東西を問わず帝王たるの条件は治水工事の成功如何による場合が多い。為政者の常識として淀川治水は古来よりの重要な課題であった。とはいえ、沿岸諸地域においては、その利害関係は必ずしも一致せず、淀川の全流域に対して決定的命令権を発動することは容易なことではなく、沿岸諸地域もそれぞれの利害関係により共同体的団結を構成して自己の立場を主張した。

近世初頭徳川幕府による支配権の確立にもかかわらず、沿岸村々個々の利害関係によって、幕府の計画通りにすべての治水策が処理されたとは限らない。淀川治水に関する幕府の立場・大坂町人の立場・沿岸上流・中流・下流それぞれの農民の立場は各条件を異にしていた。しかも経済的には大坂三郷の経済活動に左右されねばならなかった農民層は、矛盾した経済機構の苦しみをも味わねばならなかった。

このことは、やがて幕府権力と生産農民の対立という形であらわれてくる場合もある。しかし問題をこの点のみから追求しようとすれば、農民の政治意識・イデオロギーも問題になってくるはずであり、そのような資料を不充分とする現在、まず淀川治水の経過を歴史的に眺めた上、派生的事象を紹介することによって「大坂の歴史」をもう一度見直し、同時に暗黙の中に示されている封建的権力構造衰亡の一因を把握するための資料を提供するに止めたい。

## 2 淀川の恩恵と災害

淀川の恩恵の第一は沿岸農村に対する灌漑用水の給付であり、第二は河川交通の便宜である。第一の灌漑用水の効用については今さら言を要しない。近江・山城・河内・摂津の平野は専ら淀川及びその枝川によって潤されていた。第二の河川交通については古代より記録にも残り<sup>①</sup>、大阪市域出土の「刳り船」はまた古代以来の舟運交通を裏付けている。<sup>②</sup>

藤原期においても、この流域が瀬戸内海と京都を結ぶ重要水路であり、殷賑を極めたことは種々の記録の示すところである。<sup>③</sup>しかし最も重要な価値と効用を發揮したのは近世である。

淀川筋には過書座支配の特権営業船である諸川船が百数十種・数千艘の量でそれぞれの役割に従って航行し、海口湊は全国各地の産物を舶載した諸廻船・

官船の入津場であり、諸枝川・井路川に至るまで舟の航行があり、農村の生産面・流通面にまでも寄与するところ誠に大なるものがあった。

「天下の貨七分は浪華にあり、浪華の貨七分は舟中にあり<sup>④</sup>」と称されたほど、舟運と大坂とは密接な関係にあった。河道が存在する限り、いかなる遠隔地といえども都市と農村との結びつきが生じ、都市の商業資本はこの河道に沿って農村へ浸透し、農民的商品経済の進展に拍車をかけ、流通経済が飛躍的な発展をとげていく。また川添農村にあっては、舟は牛よりも重要なものであり、屎尿の搬入・商品作物の運搬・都市への連絡などすべて、川筋・井路川に恵まれず干鰐を主たる肥料とせねばならなかった村々に比し、いかばかり舟運の恩恵に浴していたかがわかる。畿内先進地域の特色が種々論ぜられているが、川と舟に密接な関係があることは忘れてはならない要件であろう。

海口湊における諸廻船の入港取引は大坂繁昌の因の最大なるものであり、「大坂衰微すれば諸国も衰微す」とまでいわれたごとく、流通経済の発展に寄与したところは大きい。本多利明は「國家の長器は船舶にあるなり」と喝破しているが<sup>⑤</sup>、まさにその通りで、淀川沿岸流域は船によって得たところ、他の地域に比して莫大なものがあり、従ってまた諸川船の訴訟出入の多いことも特筆に値する。

自然是公平である。恩恵とともに災害をももたらす。古来河道治水策として河道の附替・堤防の修築・川浚が主として行われてきている。上流より押し流された土砂は序々に堆積の度を加えて、川床を高くし、河口附近を埋めて、新田・葭島を発達させていく。この度合がひどくなると諸枝川は天井川と化し、井路川へ本流が逆流し、悪水は田畠に充満してしまい、いったん大雨ともなれば、その災厄たちまちにして大水損を引き起すことになる。河口附近の土砂堆積は自然、船の運航を困難にし、旅人は迷惑し、相場にかかる諸国産物とその他物資の遅滞を招き、大坂の経済活動はその足を奪われることによって機能を中断され、「天下の台所」としての権威を失い、大坂町人及び沿岸農村の疲弊の因となることは必至である。このため幕府をはじめ、大坂三郷・沿岸村々ともそれぞれの立場より、その対策を講じている。

にもかかわらず、例えば天正18年(1590)より大正15年(1926)までの間に洪水

回数は60回を数え、平均して5～6年に一度の割で水損をうけている。<sup>⑥</sup>根本的な治水策として川浚・堤防の修築が計画されている。しかもこの大切な治水工事が幕府・大坂町人・沿岸農村それぞれの特性に基づいて容易には統一的に実現できなかった。

宝永元年(1704)河内今米村の中甚兵衛代々の努力によって実現した大和川附替のごとき大工事を、もう一度実現させる努力が足らなかった。大坂が江戸のごとく年々繁栄の度を加えず、近世末期に至り不繁昌に傾く原因の一端がこの点にもみられる。

(註)

- ① 日本書紀に仁徳天皇が淀川治水のため茨田の堤を築いたことが出ている。また「文徳実録」仁寿3年10月(853)の項に堀江川治水の記事がある。平安時代には和氣清麿の三国川分流策など有名である。
- ② 削り船(独木船)は大阪市内では8艘発見されている。出土地は次のようになる。  
明治11年・浪速区船出町  
大正6年・城東区今福町  
昭和4年・福島区船津橋附近  
昭和7年・西淀川区大仁町鷺洲  
昭和7年・東区天神橋附近  
昭和12年・東淀川区豊里菅原町  
昭和13年・東区宰相山町  
昭和31年・東成区大今里本町1丁目  
これらのうち、福島区船津橋附近出土の削り船は南方産のラワン材製の完形品で五人艤の帆船で曳船である。古代の交易範囲の広さを物語る遺物でもある。
- ③ 例えば紀貫之「土佐日記」や大江匡房「遊女記」に具体的に表現されている。
- ④ 広瀬旭莊「九桂草堂隨筆」
- ⑤ 本多利明「長器論」にて船の効用を最も高く評価している。
- ⑥ 336年の間に一定期間ごとに洪水に見舞われたのではなく、1年に二～三度のこともある。連年のこともある。西成郡誌年表・大阪府全誌・大阪市史・明治大正大阪市史年表・東淀川区史など参照。また推古天皇9年より大正15年まででは250回の洪水が記録されている。

### 3 淀川治水の経過

近世における淀川治水は豊臣秀吉によって伏見～大坂間の堤防(文禄堤)が修築されたことに始まり、続いて徳川幕府は、慶安2年4月(1649)、道路・川筋に関する取締令を出し、また天和3年2月(1683)若年寄稻葉正休・大目付彦坂重紹・勘定頭大岡清重をして京畿の水路を巡察せしめ、この一行に河村瑞賢(義通・平太夫)が随行し、水流発源地の樹木の濫伐を禁じ、植林の奨励並びに河口の開鑿による治水を建議して正休らの賛同を得ている。天和3年12月、河村瑞賢は江戸を発し、翌貞享元年大坂に至り、九条嶋を開鑿して一条の新運河を造るべく着工し、安治川を開通させた。続いて貞享4年(1687)淀川普請が行われ、北大道村領の淀川曲流を改修し(一部は川向いに飛地となり、これを中之島または狼嶋という)、元禄11～12年(1699)再び瑞賢によって第2回治水工事が施行され、堤防修築・川浚治水が行われた。この工事により河道は一応整えられ、以後元禄年間～天明年間にかけて、累年諸大名に命じて淀川筋土砂留工事が行われ、かなりの成果をあげている。<sup>①</sup>

近世における土木普請は支配者側の行う国役普請・御手伝普請・御入用普請などの御普請と被支配者側の行う自普請がある。

国役普請は大規模な河川の普請などで、その経費の大部分が国役でまかなわれるものである。国役というのは幕府が一国または数国・全国を指定し、天領・私領を問わず高掛りで臨時に課した税である。国役普請の対象となった河川は桂川・賀茂川・宇治川・木津川・淀川・神崎川・大和川などである。国役普請の費用は10分の1を幕府が負担し、10分の9が国役として畿内諸国に賦課され、その高掛りは元禄8年(1695)までは高100石につき人足5人の割合であった。

御手伝普請は幕府が諸大名に課した土木事業の助役で、皇居・江戸城・大河川などの普請を臨時に諸大名に命じるものであった。

御入用普請は領主の負担で行われる普請で、国役普請の河川でも平常的な小普請や、また国役普請以外の小河川の普請は御入用普請として行われた。

田畠灌漑のための用水路・井堰・溜池などの普請は原則として村々が自費で

施行した。これが自普請とよばれたものである。

享保3年2月(1718)には地方役の川奉行兼務を解き、専任の川奉行・与力4人・同心8人がおかれ、川筋の浚渫・土砂留工事の取締をさせ、続いて川筋支配の分担も明瞭となつた。<sup>②</sup>

川浚には大川浚・内川浚・沖浚があり、これは年々入札によって請負人を決定した。大川浚は天満川崎渡場—堂嶋川・土佐堀川—九条嶋船番所の範囲で、浚船100艘(50艘は公儀船・50艘は請負人の砂船)・浚人足100人・人足1人1日の賃金は1匁9分・砂船1艘1日銀4匁とし、貞享3年より堂嶋・安治川5カ所地子金570両をもって1年の費用とし、別に国役銀は徴収しなかった。明和2年(1765)からは江戸堀川・堀江川・古川・難波村新地内新建家地代銀の貸付利銀1カ年72貫目をもってこれに充てた。<sup>③</sup>

内川浚とは東西横堀川・道頓堀川・堀江川・長堀川・立売堀川・阿波堀川・海部堀川・京町堀川・江戸堀川・天満堀川・曾根崎川の範囲で浚船・人足とも大川浚と同一であり、1カ年の費用は金570両とし、大坂町中より出金していた。のち元禄11年(1698)に出銀を免除され、堀江上荷船船床銀年1,390両のうち500両を奉行所に納め、残りをこれに充て、さらに宝曆9年(1759)よりは奉行所への納入を250両に減じて、残りをこれに充てた。<sup>④</sup>

沖浚は安治川口・木津川口の浚渫で20間を1棚とし、宝永4年(1707)両川口へ入津の船より石錢を徴収して沖浚費に充て、入札は毎年正月上旬に執行し、落札の金額に応じてその年に賦課する石錢が定められた。宝永5年(1708)～享保6年(1721)までの費用は、平均19貫993匁9分余で、浚船103艘・人足100人にて水尾筋の普請を行っていた。

享保6年(1721)鈴木利雄・北条氏英の東西町奉行が安治川・木津川両川口の河水海潮接触の境界を調べ、両川口は浚渫しても300石以上の船は積荷のまま通船できないこと・土砂は水流で流散するから浚渫せずとも水深は減じない点を主張して3カ年間浚渫中止を上申した。このためたちまち安治川口水尾筋の船入湊に土砂停滯し、廻船の往来困難となり、安治川十三町町人より浚渫を出願することになった。その結果、享保15年(1730)、安治川口水尾浚の許可があり、大坂廻船・伝法廻船の石錢22貫128匁7分・安治川十三町よりの出銀2貫

150匁・三郷町中よりの出銀17貫842匁3分、計銀42貫121匁を徴収し自普請を行うこととなった。

寛保2年(1742)再び安治川十三町より浚渫を出願し、幕府より享保17年(1732)の蝗害義捐金の残額108貫目を10年間の年賦で貸与され、その内35貫目を出し、安治川年寄廻船持主より20貫目、三郷町中より5貫目、石錢残高より2貫360匁、計銀62貫360匁をもって浚渫費に充てた。やがて宝暦5年(1755)<sup>⑥</sup>より石錢の徴収が復活され、1石につき3文を徴収することとなった。<sup>⑦</sup>

棚数も増し、寛政8年(1796)には40棚、文政元年(1818)には60棚となり、天保6年(1835)まで浚渫は継続された。

一方、明和8年(1771)になると、大川浚・内川浚・沖浚は別個のものとせず、常浚と称して同一費用内より使用することとなり、安永4年(1775)より金9,950両を川浚冥加金として三郷町中に割当て、これをもって淀川筋川浚常浚費用とした。<sup>⑧</sup>

松平定信は寛政2年(1790)より寛政11年まで10ヵ年を1期として九条村仁左衛門にこの常浚工事を請負わせ、以後安政6年(1859)まで10年ごとに請負人を指定することとなった。

また、川浚の邪魔となるものに水道に投棄された塵芥・瓦石・竹木などがあり、毎年4月15日には水道浚が命ぜられたがなかなか実行されず、宝暦10年(1760)には町奉行が大いに注意を加えており、宝暦13年には大下水道は根石まで、軒下小溝は1尺の深さまで浚えさせている。しかし百姓は肥料となるもののみを持去り、瓦石・竹木等は捨置くため、後始末に人足を必要としている。このように水道浚も川浚と結びついて大切な役割をもつものであった。<sup>⑨</sup><sup>⑩</sup>

一方、国役堤の修築も平行して行われ、安永元年(1772)以来、1ヵ年に金1,650両、寛政2～8年(1796)まで4,000両、寛政9～享和2年(1802)まで883両、享和3～文化5年(1808)まで843両が投入され、以後5年季・3年季と費用を減じ、天保5年(1834)には皆減された。<sup>⑪</sup>

このように幕府の淀川流域治水策は川筋改修・川浚・堤防修築と一応成果をあげうる体制がとられている。にもかかわらず土砂の堆積は著しく、度重なる洪水・水損の被害に沿岸流域は悩まされた。大坂入津の廻船も差支えを生じ、

諸川船の活動も困難になり、都市・農村・船持ともに不振・不繁昌を訴えている。これは不思議な現象である。年々幕府によって川浚が行われているにもかかわらず、庶民の中より感謝の声が聞かれず、また、ずっと後ではあるが、川浚冥加金の負担を全免してもらい、自分たちだけで川浚をすることを出願するに至るのはなぜだろうか。<sup>⑨</sup>個人的にあるいは一郷を中心に淀川浚・神崎川浚・瀬田川浚・沖浚・水道浚などの自普請を出願するのはなぜだろうか。

幕府の生産農民・都市町人に対する態度と課税の状況を考える時、果たして仁恵と善意にみちた施策が行われていたのであろうか。少なくとも掛り川役人の中に充分な識見と責任と自信に欠ける者があったのではないかろうか。封建機構の弛緩が川浚の面にも、その一端をのぞかせているのではないかろうか。天保2年(1831)の御救大浚の実現は、かかる民心を的確に把握し、一挙に幕府の衰運を挽回せんがための苦しい術策のあらわれの一つであったかも知れない。

(註)

① 大阪市史第1・513頁・915頁

② 享保3年「地方役勤書」三

一、城州淀川筋 川上宇治迄

一、木津川筋 川上笠置迄

一、河州大和川筋 川上龜瀬迄

一、石川筋 川上富田林迄

右之通貞享四卯年被仰出支配仕来候処享保三戌八月川筋支配分ケニ被仰付候  
宇治川筋小橋迄・木津川淀大橋迄 伏見奉行

淀川大坂川口迄 大坂町奉行

大和川・新大和川・石川 堺町奉行

③ 大阪市史第1・第5

④ 同上

⑤ 同上第3・触1392

⑥ 同上第1

⑦ 同上

⑧ 同上第3・850頁・851頁

⑨ 慶安2年4月触 下水道をしばしば浚渫し、塵芥等の投入を厳禁す

⑩ 大阪市史第1・864頁・865頁

⑪ 同上第2・70頁

⑫ 同上第4上・942頁

#### 4 淀川浚の出願者

幕府の手による淀川筋常浚では結果としては充分な成果を期待し得なかった。ここに民間より意見を上申し、川浚の請負を希望するものがあらわれた。すなわち元禄年間より天保の御救大浚の実現までの間、たびたびその地域の利益、あるいは個人の実益を根底とはしながらも幕府の治水策を補強せんがための考案が上申されている。次にその主な出願者について紹介してみよう。

攝州西成郡南大道村の沢田左平太は慶長・元和の戦において徳川氏のために忠節を尽した由緒によって、延宝4年(1676)幕府より伝法渡船の特権を免許され、大坂市中の通船営業に乗出した。しかし大道村における農業経営の不振・伝法渡船の不繁昌などのため、家運挽回を計っていろいろな企業の申請をしている。淀川浚の申請もその一つであり、元禄10年(1697)・元文2年(1737)・寛保3年(1750)・享和3年(1803)・文化4年(1807)と五度も出願している。その要項は次のとくである。<sup>①</sup>

- 1 淀川の川床は田畠より8・9尺～1丈余りも高く、洪水の節には被害甚大であり、沿岸諸川船も浅瀬のため通航困難である。
- 2 沿岸村々は川浚の必要を充分感じているが、何分にも莫大な費用と労力を負担せねばならないので、一応の反対をしているだけであり、自分は歴代淀川辺りに住んでるので村方の事情も川筋の事情も充分に承知している。
- 3 川浚の重点を伏見より大坂天満橋までとし、淀川水尾筋永代常浚を行い、これによって一家の実益と沿岸村々の利益を計りたく、費用は元銀6,000貫をもって15カ年の年賦返済とする。

彼の場合はあくまでも由緒の名家を保持せんがための保身策が第一義的なものであり、沢田家より尼崎藩主松平遠江守忠告の側室となった沢田すめ(「すめ」の子が名君と称された後の尼崎藩主松平忠栄)の関係より、松平家を通じて老

中土井大炊頭に運動をしている（大道村は土井大炊頭領であり、松平遠江守忠告と土井大炊頭は兄弟）。これは結局沢田家の都合や幕府の都合で実現はしなかった。

城州淀住河村与三右衛門は幕命によって2回にわたり淀川普請を行った河村瑞賢の子孫で、2代目与三右衛門までは淀中嶋の御城地を拝領し、淀川過書船を支配し、代官役を勤め、知行405石3斗余を受けていたが、3代目与三右衛門幼少に付き、役を離れ、以後仕官の機会を失っていたのが、6代目与三右衛門に至り、淀川浚を請負うことによって、これと引替えに相応の仕官を目的とし、文政3年(1821)に淀川浚を出願している。<sup>②</sup>

- 1 元来淀川筋両側の堤築立、通船曳網、川普請すべて先祖の河村瑞賢が行った結果、川筋往来は自在となり、百姓は出水の心配がなくなった。しかしながら最近再び川床が高くなり、数万の百姓が被害をうけて苦しみ、船の航行も困難になってきている。これは治水工事者の子孫として恐縮に存じている。
- 2 先祖瑞賢の川普請に関する記録も保存しているので、種々検討を加えた結果、淀川筋・木津川筋で土砂を取り上げ、これを最寄りの荒場に入れて本田に起返す。また同時に土砂の一部は堤に盛上げ堤切れの心配のないようにする。このようにしておおよそ80万歩の土砂浚を行えば川床は3尺下がり、たちまち快流となって、沿岸は災害から免れ、船の航行も楽になる。
- 3 湖辺においても3尺川床が下がれば、琵琶湖辺流作場は数万石の上田となり、水損もなく、無双の御国益となる。
- 4 木津川筋は特別の土砂川であるので、ここだけは一部深掘りをする。
- 5 費用は銀約3,000貫とし、10ヵ年賦で返済することとし、永代常浚を行い、これはすべて沿岸村々に負担させず、川筋通航の船より助力料をとって、これに充てる。すでに浅瀬のため諸川船は鳥羽川落口より淀小橋までを小廻船で瀬越し、駄賃を払っているし、安永元年(1772)に玉屋源兵衛なる伏見町人が川浚をして通航料をとっているので、この点はかえって船持たちに喜ばれる。
- 6 期間は600日とし、1日小舟1,360艘、各舟に人足1人とし、3尺の深さま

で淀川流域を掘下げる。

7 なお念のため沿岸村々へ、堤防の荒所、沼地葭原、水腐高を書上げて報告するよう仰付けてほしい。

8 淀川浚成功の曉は、その功労相当の役を与え、永い間の浪人生活から救つて戴きたい。

以上のような趣旨で、先祖の治水工事を再び行うことによって没落の家運を挽回し、家名の存続を計ろうとしたものであるが、実現はしなかった。

琵琶湖湖辺村々組合は元禄年間より天保年間にかけてたびたび勢田川浚自普請の出願をなし、そのうち幾度かはこれを実現している。<sup>③</sup>

1 勢田川筋土砂埋没のため湖水附近の田畠は水腐で迷惑するので川筋自普請をさせてほしい。これによって救われる地域は8,185町歩余、4万9,000石余であり、さらに水腐に悩んでいる場所は15万石もある。

2 入用取替銀は1,000貫以内とし、関係村々高割をもって3ヵ年賦で大津御役所へ返済する。

以上のように極地的なものであり、淀川全域にわたるものではなく、また深浚をして大規模に行うことになるとたちまち川下村々との間に種々の故障を生じている。

このほか安治川・木津川口浚渫については、享保15年(1730)・寛保2年(1742)・宝曆6、7、9年(1759)・明和年間と安治川十三町より自普請を出願しいずれも許可されていること、安永2、9年(1780)・天明5年(1785)の記事にみられる水道浚の出願、慶安3年(1650)・万治3年(1660)・元禄11年(1698)・享保9年(1724)・寛保2年(1742)<sup>④</sup>と提出された淀川上流村々よりする川違出願などがある。

これらはいずれも幕府の施策・特権請負人の施工にあきたらず出願されたものであり、それぞれ理由のあるものであった。また常浚費用・国役堤修築費用は大坂三郷が中心となり、沿岸各村々から據出していたが、この費用以外に各村々の負担が増すことは好ましくないことであった。むしろ前述のごとく、川浚冥加金を全免してもらい、三郷町人自らの計画で浚渫の効果を期待する空気

⑥  
になっていく。

願書の提出を受けた奉行所はそれぞれの理由と計画を検討した上、関係町中、村々へ差障りの有無を照会している。ここに各地域の利害関係の対立が表面化し、容易なことでは淀川流域沿岸村々、大坂町中の意見は統一し得ず、せっかくの自普請計画も中断される場合が多々あった。これは神崎川筋・大和川筋・武庫川筋等についてもほとんど同様のことがみられる。また常凌請負人である<sup>⑦</sup>葭屋庄七のごときは、神崎川浚についての自普請も願出ており、特定請負人にによる常凌の効果が不充分であったことを暴露している。

個人的に川浚請負を出願している者はいずれも幕府成立時の功労者の子孫であり、忠節の由緒をもつものたちであった。延宝の頃には、これらの忠節の者たちより特権企業の申請があれば、幕府権力の強化と恩義の強制を背景に、株仲間の組織をも考慮に入れた政策から「御取立」があった。あくまでも利用価値があつての特権企業免許であり、幕藩体制の強化において利用価値が失われた場合にはまったく由緒は無視され、従ってこれに代る新たな組織、すなわち<sup>⑧</sup>幕府権力と利害関係の密接な機構が保護の名目で利用されることになる。河村与三右衛門のごとき建設的な意見の上申者も、利用価値のなくなった者であつてみれば、沿岸村々よりの反対を理由に無視されるのが常であった。

(註)

- ① 沢田家文書「川浚につき存寄りの大綱」「不許他見極内々書・口上之覚書」「川浚入用銀案方」などがある。
- ② 江口村田中家文書・文政3年3月「山城揖津河内三ヶ国荒地新田開発并淀川筋土砂浚目論見願仕法帳」・文政3年4月「別紙口上書之写」など。
- ③ 大阪市史第1・41頁・413頁・414頁・434頁・436頁・437頁・438頁・445頁・456頁・459頁  
同上第2・419頁・420頁・421頁・423頁  
同上第4上・937頁・943頁・949頁・958頁  
西天川村磯村家文書・江口村田中家文書・北大道村外山家文書・南大道村沢田家文書などに精しく経緯が示されている。
- ④ 大阪市史第1・864頁・865頁

- ⑤ 江口村田中家文書「川方一件」・「川筋一件」
- ⑥ 大阪市史第2・419頁・420頁
- ⑦ 西天川村磯村家文書・尼崎市堀家文書
- ⑧ このような具体例は大道村沢田左平太の伝法渡船経営や吹田浜過書船の没落についてもよくあらわれている。  
村川行弘「大坂の渡し船」 働く仲間2号 関西労働者教育協会 昭和31年  
村川行弘「伝法渡し舟抄」 近畿民俗47号 昭和44年  
村川行弘「淀川改修史の研究」 日本史の研究64号 昭和44年  
村川行弘「伝法渡し舟の経営者」 柴田実先生古稀記念会 日本文化史論叢  
昭和51年  
村川行弘「治水と水利」 摂津市史本編 昭和52年

## 5 沿岸諸地域の事情

幕府の治水策に対して民間の企画が出願されたが、沿岸の事情はどのようにであったのだろうか。水源に当る江州琵琶湖の湖辺村々は団結して勢田川浚を強調し、これによって土砂流出・川床埋没を防ぎ新田増加をもくろみ、積極的に自普請を要求している。このような江州村々の動きに対して、城州村々もまた上流にある関係上、勢田川浚を利用してさらに勢田川・宇治川通船の通航を計画するに至り、文政12年(1829)にはこの計画について城州・摂州・河州3カ国総代が参会して討議をしている<sup>①</sup>。これは摂州・河州2カ国総代の反対にあって実現はしなかったが、上流の江州・城州村々は淀川筋川浚が行われれば、川床は低くなり、従って新田も増加し、水損の被害もなくなり、あわよくば川舟の往来も可能となるのであるから、自普請を行っても利益は充分にあった。元禄以来、表1のごとくたびたび自普請の出願をしたのも、この理由からであった。<sup>②</sup>

これに対して中・下流域の村々はどのような態度を示したのであろうか。常浚が行われているにもかかわらず川床は毎年高くなり、諸川船の往来も困難となって、商品作物の運搬にも支障を來し、また大雨ともなれば直ちに水損に苦しむねばならず、川浚の必要や国役堤の強化は充分に承知している。しかし上流の勢田川浚のみを、しかも半浚程度でされることはかえって水流を急なものとし、大雨洪水の節には国役堤はこの増水を受けては持ちこたえられず大水害

## 近世淀川治水史（村川）

表1・江州勢田川浚自普請出願年表

年号	願人	入用銀	結果
元禄12(1699)	河村平太夫	512貫(3ヵ年賦)	許可
享保19(1734)	大河内弥平次 津田丈右衛門	350貫	許可
元文3(1738)	湖辺村々総代	320貫	許可
延享2(1745)	(公儀)	国役高掛100石に付 銀225匁4分4厘	許可
天明2(1782)	藤本太郎兵衛	330貫	許可
寛政2(1790)	湖辺村々		不許可
享和3(1803)	同上		摂河166ヵ村 反対・不許可
文政7(1824)	同上		摂津20ヵ村 反対・不許可
文政9(1826)	江州11郡惣代		沿岸309ヵ村 賛成・許可
文政10(1827)	江州197ヵ村組合	235貫	許可
文政13(1830)	湖辺村々惣代 藤左衛門	1,000貫	宮家公卿領反対 にかかるらず沿 岸309ヵ村賛成 に付き強行・許可
天保1(1830)	湖辺村々		三郷並びに沿岸 村々反対・町奉 行新見正路は大 坂町人の賛同を 求む・許可

を引起す危険があるとし、宇治川通船の時と同じような反対理由をあげている。また下流では土砂の押流しがかえって激しくなり、海口附近に新田が開発されることとなり、川床はますます高くなつて難儀を多くする。ついでのことに新田開発も差止めてほしいと差構え願を提出している。<sup>⑨</sup>しかしながらこれが反対理由のすべてではなかった。反対をする一番大きな理由は川浚費用を分担させられることであり、労力の提供であった。疲弊の村々としては無理もないところであったが、災害を食止める方法ではなかった。

明和8年(1771)の中津川流末・沖嶋新田と酉島新田の間に新田を作ろうとする計画については、直ちに水潰れになることを理由に反対している。安永5年(1776)淀川筋川浚の施行に当っては、その土砂を両側堤根へ5～6間宛築出す計画に沿岸村々はこぞって賛成しておりながら、余った捨砂を村々で引受けることになると、水所までは遠く費用も嵩むことを理由に断っている。<sup>④</sup>また天明7年(1787)幕令で行われた淀川浚に際しては、鳥羽村の悪水排除について、積極的に改修の願書を附近7カ村より上申している。<sup>⑤</sup>これらの例は一例にすぎないが、農民の立場を端的に表示しているものであり、大部分の村々は負担が特別に重くない限り、川浚や国役堤の補強は得るところの方が大であった。このように農民を余りにも勘定高くしてしまったのも、やはり幕政の貧困によるものであろう。文政10年(1827)に江州湖辺197カ村組合から局部的半浚である勢田川浚を出願し、これに対し摂河309カ村が差構え願を出しながらも、負担金の点で了解がついたらしく、結局これを認めたのは、このような中・下流域の事情を反映している。

一方、この頃になると、共同体的結合が政治的に利用される具体的問題をはらんでくる。淀川筋は種々の入組領になっており、この中には宮家領や公卿領が散在していた。309カ村が勢田川浚に終局的には同意したにかかわらず、宮家側では閑院宮家が、公卿側では烏丸・九条家が中心となって宮家領・公卿領が故障を申し立てて反対をした。この結果期せずして幕府側対朝廷側の対立が生じてしまった。このため幕府は勘定奉行遠山左衛門尉係りにて吟味をとげ、江州・城州・河州・摂州・泉州5カ国の諸侯・旗本へ右の事情を通達して警戒せしめ、一方宮家・堂上方も所領村々へ「此度勢田川浚ニ付当御家領百姓共承知請書調印可仕旨在々候得共右一件ハ不容易成儀故其筋江被仰立有之候間請書調印之儀ハ堅ク御断可申事」と申し渡し対立をしたが、結局幕府からの「右普請之儀者於公儀も格別之思召有之候ニ付其領主々々ニ不抱百姓者公儀之百姓ニ候得者一同不申合一村限リ之了簡を以否可申出候云々」なる切札によって一応の解決と勢田川浚の実現をみたようである。川浚問題に当時の朝幕関係の一端が顔をのぞかせている。特に「百姓は公儀の百姓」という幕府の見解が明示されている点は注目に値する。

一方、海口附近の大坂町中はどうであつただろうか。河口附近は土砂の堆積により葭島・新田が増大している。<sup>⑦</sup> この一方、沖渡にもかかわらず河口は浅瀬となり、諸国廻船の大坂入港は次第に困難となり、尼崎・西宮・兵庫方面へ入津するようになり、集荷市場としての大坂の危機を招来している。諸川船も同様に浅瀬のため荷物の遅滞を生じ、相場にかかることにもなってくる。これは大坂の経済的位置と特権を失う恐れのある問題で、三郷町中がだまっているはずはない。また奉行所もたびたびの川筋検分によって、これらの事情は充分に承知をしていた。しかしながら一方においては淀川筋特権営業の過書座に属する船と各村持の屎船との闘争、<sup>⑧</sup> 大坂市中の営業船の競争、株仲間の積弊と市民の不信、<sup>⑨</sup> 大塩平八郎の乱によって代表される都市貧民の困窮、国防上の対策や橋梁架設、など幕末の複雑な世相を反映して川渡問題のみに腐心するわけにもいかない事情にあった。沿岸の中流・下流域についても利害はそれぞれ異なっていた。表2のごとく、慶安3年(1650)以来上郷より川違掘割の願書が出されているが、下流村々は連合してこの計画に反対している。例えば寛保2年(1742)に城州・摂州・河州186カ村より出された「水難田畠御救御訴訟」をみると、上郷の申し分は淀川の水源から説き起し、特に木津川が土砂川であることを主張し、この結果川床高くなり、「淀川筋両側縁御国役堤之内外共田畠次第ニ水築ニ罷成最下之田地者最早植付仕候者茂無之様ニ成行百姓之難儀可申上様茂無御座候」と訴えている。また「宇治川筋淀川筋田畠年々水難弥増仕候根元」として、海口に新田が開発されていること、神崎川入口に附州草嶋が生じていること、中津川には打切杭ができたこと、両側堤の所々にあった石刎がなくなったこと等を原因としてあげている。さらに「川床高ク罷成候考証」として川床には常水の川床と洪水の川床とがあり、常水の川床は文禄年中に比し、6~7尺も高くなってしまい、洪水の川床は古来より常水の節に所々3間ほども深い場所が作ってあったのが、今はなくなってしまい、高洲・中嶋などの流作場ができている。堤防の修築だけでは駄目で、深掘り浚をせねば川床問題は解決しないと訴え、損亡をうけている村々の例を具体的にあげている。最後に「水難之田地古來ニ立帰候様之手段」として土砂留工事をすること、川筋の草嶋附洲を一掃すること、神崎川の入口で江口村領より小松村領へ一里余の大曲りの

近世淀川治水史（村川）

表2・主要なる川違出願

年号	出願者	
慶安3 (1650)	上郷より中嶋へ川違訴訟	摂州西成郡・島下郡反対
万治3 (1660)	上郷より上中嶋へ川違訴訟	西成郡江口村他43カ村反対
元禄11 (1698)	同上	同上41カ村反対
享保2 (1717)	城州木津川・河州楠葉村へ川違訴訟	西成郡江口村他62カ村反対
享保3年3月(1718)	川筋外嶋古田新田流作共御停止願	文禄年中以来付しているとの理由で江口村他10カ村反対
享保3年5月(1718)	同上	同上24カ村反対
享保9 (1724)	摂州上郷より西成郡のうち、上嶋を掘割申川違之訴訟	西成郡・嶋下郡・豊嶋郡53カ村の百姓どもにて反対
寛保2 (1742)	上郷より中嶋へ川違訴訟 (城州・摂州・河州186カ村より)	西成郡・嶋下郡52カ村反対
宝暦7 (1757)	城州木津川通地藏ヶ淵より八幡山南辺切抜き河州上嶋村辺ニ而淀川へ水落込候様分水与新川御願	西成郡・南中嶋・北中嶋・新田方反対
宝暦9 (1759)	城州木津川分水と新川願	同上65カ村反対
明和3 (1766)	嶋下郡11カ村より筐刺・縫足の願	差構無御座候、江口村・北大道村・南大道村・西大道村・大道新家村
明和4 (1767)	川違願	江口村他5カ村反対
安永5 (1776)	淀川通御浚土砂両側縁堤根へ5間6間つつ御見斗ひ被為御築被成候こと	差障り之義無御座候新家村他8カ村

所を川筋切替をして新川を作ること、中津川打切杭を取扱うこと、川尻の新田で水吐に不都合の場所を取除くこと、宇治川より下大川筋并神崎川・中津川共に両側の所々に古来の通り石刎を作ることを積極的に訴願している。

しかも「従前々川筋之儀色々之趣向を以相願候訴訟人有之段及承候得とも惣

而ケ様之願仕候者御公儀之御為百姓之為と申立候得共元私歎より思寄候事ニ御座候得者世上之為之様ニ相見へ申事も御座候得とも後ニ至候而ハ疎略ニ罷成申立候事も表向之形斗を仕真実百姓之為ニ成候様ニハ難成儀ニ御座候」として私的請負人及び自普請出願者の性格を暴露し、かつ非難している。このような献議に対し、下流村々はそのたびに差構え願を出している。とくに神崎川筋の場合は現状のままでも神崎川へ大分に淀川より水が入り、洪水の節は堤防が持たない。それに川違をされて、淀川の水が大拳神崎川に入っては北中嶋御料私領3万石余は駄目になり、現状にても神崎川へ出す悪水が出兼ねているのにますます条件は悪化するとして反対している。淀川筋と神崎川筋の環境の相違であろう。

次に幕府の立場をみておこう。例年常渉・国役堤普請を行うことによって形式的には責任を果たしているが、それでも治水工事は余りにも成果をあげていない。大坂町中・沿岸村々から積極的に自普請願が提出される所以である。<sup>⑫</sup>安永8年(1779)の由良湊より嵯峨川通船の問題を取上げてみよう。これは城州の河村与三右衛門からの出願で、嵯峨川通船によって非常に早く米穀を始め物資を運搬する計画であった。奉行所はこの計画に付き関係村々はもちろん、大坂表上問屋・上積米屋・北国問屋・米市場年行司・諸廻船・過書伏見船・上荷茶船・米仲仕等にまで意見を徵している。関係村々は船が通航すると土砂を押流すため川床高くなり、たびたび浚渫をせねばならぬとして反対し、過書座の方では競争相手が増えるため効方が薄くなるとして反対し、大坂町中及び諸廻船は近道を利用する船で米穀・諸産物を運送されれば物価の相場にひびくとして反対し、結論として米値段が上下し、下値にでもなると御払米等にも差支えると返答している。これによってもわかる通り、関係者がいかに目前の利益にのみ汲々としており、特権の保持とともに出費を避けようと努めていたことがわかる。このような立場が存する限り、淀川流域を一貫した川渉実施というような共同体的団結は至難のことでもあった。一方奉行所も御払米に差支えるとおどかされると直ちに勘定奉行に報告している。このように一方では封建的経済機構の基礎をなす生産農民を圧しつけ、一方では株仲間の保護を奨励する幕府の矛盾した施策があった。町人・百姓それぞれの立場の者の考え方を適確に

把握できず、専ら権力を背景とした搾取的方法によって幕府財政の維持を計らんとした為政者の失政は、やがて幕府の権威を失墜することとなり、その極、社会不安は庶民をして幕府に対する怨嗟の声を放たしむるに至る。

もちろん幕府の中にも人物はあり、例えば松平定信のごときは、天明8年に大坂を訪れるや、中井竹山を招じ、政治問題を諮詢している。この結果、竹山から上申されたのが「草茅危言」であり、この巻之五「水利之事」において、竹山は淀川浚の必要性を論述しており、竹山の意見が幕府要路には伝わっていたと考えられる。<sup>⑯</sup> しかしながら、その処置はまったく沿岸住民の欲求を満足さすものではなかった。

(註)

- ① 北大道村沢田良章家文書 城州宇治川筋通船が実現すれば河道の岩石が取除かれるため下流は急流となること、また荷物は炭・柴・木材の三品を運送することになっているが、この三品は江州よりも宇治川筋の方が下値であることなどを理由に城州三郷惣代に対し、攝河惣代21人が反対し、城州攝州河州3国惣代が淀新町の山形屋で会合した。
- ② 北大道村外山吉太郎家文書 「勢田川御普請先例手続抜書」(文政9年)・「勢田川一件御仕法御請書調印并湖縁新田御開発御目論見之写」(文政10年)など。
- ③ 西天川村磯村家文書 「海手附洲新開一件ニ付御歎願書」(文政7年)・「乍恐口上」(文政7年)鳴上郡・鳴下郡37カ村より新田開発に反対し取止めを願っている。
- ④ 江口村田中脩家文書 「川方一件」(安永5年)ほか。
- ⑤ 江口村田中家文書 江口・大道新家・上新庄・下新庄・増鳴・十八条・高畠の各村々より鳥飼村悪水を訴えている。
- ⑥ 北大道村外山吉太郎家文書 「六条殿家より御領分御書付ヶ写」(文政10年)・「江州勢田川筋浚下書」(文政13年)など。
- ⑦ 大阪市史第1・465頁・887頁・「商業資料」第2巻8号191頁(明治28年10月10日)など。
- ⑧ 別稿を用意しているが、村持屎船が農村に不可欠の屎尿を運搬するのみならず、商品作物を安い運賃と簡易な方法で運搬し特権営業船と対立していく。
- ⑨ 別稿「伝法渡し舟の研究」を用意している。由緒・恩恵による特権は幕府にとっての利用価値によって序々に薄れしていく。

- ⑩ ロシア船の来航、松平備前守による橋梁架設、沿岸の海防など、天保の上地令にまで関係は続いていく。
- ⑪ 江口村田中家文書 寛保2年11月
- ⑫ 佐古慶三氏所蔵「由良湊より嵯峨川通船願之儀ニ付伺書案并御勘定奉行江差遣候切紙写」（安永8年）
- ⑬ 近世社会経済学説大系「中井竹山集」・139～142頁・草茅危言卷之五・水利之事（寛政3年全編脱稿）

## 6 御救大浚の実現

化政期の社会不安は幕藩体制の衰微と積弊を示すものであり、文政13年（1830）の「おかげ参り」のごとき、先に述べた勢田川浚にあらわれた幕府対朝廷側の対立問題と関連するかも知れないし、民衆の伊勢参宮は幕府への不信を示す消極的な抗議であったかも知れない。

為政者としては、かかる民衆の動きに対し、幕政批判の感情を他に転換せしめ、同時に幕府の威信を何らかの方法によって挽回する必要に迫られていた。川浚問題についても各地域の利害関係を調節し、徹底的大工事を施工せねばならない事情にあった。幕吏の中にも有能な人物は存していた。西町奉行新見正路の識見と政治力によって、この難工事が実現されることになった。

天保元年（文政13年12月）勢田川浚の出願が湖辺村々より出されたことから、幕府の現地検分となり、今まで通りの附洲上面のみの浚渫では無意味なことがわかり、沿岸村々及び三郷町中へ意見を求めた。三郷町中は今までの幕府による川浚にはまったく期待せず、自ら両川口の浚渫を行わんと欲し、従って川浚冥加金の全免を希望し、沿岸村々は古来通りの反対理由である急流になって堤防が痛むことをあげてこれに反対した。新見正路は湖辺村々の願っている勢田川浚の最終目的は湖畔に新田を開発することであり、三郷町中・諸川船・諸廻船は経済的立地条件の上から川筋大浚を欲しており、沿岸村々は第一に国役堤の増強を欲している実情を察知した。彼は中津川・神崎川・淀川筋の同時浚渫と国役堤の増築を決意し、この事情を幕府に上申して了解を得た。このようにして攝河諸民をはじめ、三郷町中の者共々く安堵の繁昌を目的とした諸民御救の大浚が天保2年2月8日（1831）に触出されることになった。もちろん正月16

日より奉行所は船持町人との間に、入念な打合せを行い、町人よりの意見を充分検討し、3月8日の着工まで、連日行動をしていた（海部屋本・大渉一件）。

川渉与力には川方由比一郎助・寺社方内山藤三郎が任命され、三郷総年寄中より大渉掛として北組は川崎次左衛門・伊勢村小左衛門・永瀬七郎右衛門が、南組は井岡佐五郎・野里四郎左衛門・渡辺又左衛門・安井九兵衛が、天満組は薩摩屋仁兵衛・中村勝太郎が選ばれた。また惣大渉請負人としては、今まで常渉請負人であり、かつたびたび淀川筋・神崎川筋浚渫を申請していた東横堀川の葭屋庄七が任命された。

入用銀としては幕府より銀600貫が充てられたが、このような金額では到底工事は行えなかった。掛与力2人は大坂町中の豪商35軒へ申論書を送って協力を求めた。<sup>①</sup>国役堤の補強、川筋大渉、諸川船・諸廻船の滞りなき運航は誰しも欲するところ、鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門の1,300両、辰巳屋久左衛門・嶋屋作兵衛の1,000両をはじめとして冥加金はたちまち1万6,700両に達した。また大坂町中の町人73軒より5,526両余が献ぜられ、三郷町々諸仲間よりも銀<sup>②</sup>590貫目余が差上げられた。<sup>③</sup>諸川船・各村々の協力ももちろんであった。<sup>④</sup>3月8日安治川口より工事が始められ、各町々村々はそれぞれ揃いの服装で神事祭禮のごとく、にぎやかに繰出して工事に加勢をした。

余りの狂態に奉行所も4月8日・5月7日と二度にわたって、「足揃と唱え揃の衣裳を着し、吹抜等を揃え、神事祭禮の如く無益に騒ぎ立てたり、太鼓をたたき踊り歩き、往返鳴物を用うことなど」を禁じているほどであった。

「おかげ踊り」や「おかげ参り」に見られたと同じ狂態が「御救大渉」にもあらわれている。民衆は真に幕府の音頭とりに始まった大渉を御仁恵として感激の極、このようないでたちで御手伝をしたのであろうか。為政者たちはこのように遊興的ともみられることに莫大な浪費をしておきながら、いったん災害の起った時には、たちまち「打こわし」・「一揆」の拳に出るか、あるいは飢餓線上をさまよわねばならぬといった民衆の気持や実情を察知できなかった。ただこの狂態的な行動がとんでもない方向へ発散されないように制限を加えていたにすぎなかった。階級意識と封建道徳の中で育った民衆は領主からの搾取に痛めつけられた結果、このような爆発的な行動も幕政改革を要求する運動への引

金とはならず、一時的な現実逃避によって満足せざるを得なかった。幕府権力に対する積極的な抗争などはまったく期待し得ないことであった。

とにかく3月より6月までに毎日船500艘、人足延10万1,250人余を動員して安治川口の浚渫は成った。続いて6月には淀川・神崎川・中津川の国役堤の強化工事が始まり、8月よりは大坂市内諸川の大浚が行われた。天保3年5月21日(1832)には揖河淀川・中津川・神崎川国役堤の普請が完成し、西町奉行所より揖河川添村々庄屋が呼出されて褒美の言葉が伝達された。<sup>⑥</sup>

一方、天保3年3月には木津川口の大浚工事が始まり、安治川口には諸廻船の入港目印として目印山(天保山)が築立てられ、12月に工事は全部終了した。この期間中、川浚の土砂は必要あればすべて無償で各村々へ払下げられ、余分は八幡屋新田に捨てられた。

工事費は銀2,650貫943匁余であり、予算残銀306貫398匁は以後の修復資金として利銀を得るよう、船方町人へ貸付けられた。天保5年1月(1834)に三郷町中に対し大浚に協力した褒美として銀500枚が渡され、この大工事は一段落をした。このようにして幕勢挽回をも考慮に入れた新見正路の努力によって、淀川流域一致の作業が行われ、一応諸川船・沿岸諸民・大坂町人は共通の利益を得ることとなった。

しかしながら一方では、このような大工事に際し、有無をいわせず動員され、負担金を借金によってまかなっていたため、大浚終了後も借財に苦しまねばならなかつた人たちがいる。吹田浜の一例を示すと、この大川浚に役船として働いた天道船は、淀二十石船45艘・道済船5艘・青物船15艘・衆中船25艘・尼天道船30艘・大塚天道船20艘・大坂天道船120艘で、天保2年10月より翌3年3月までの6カ月に銀5貫995匁8分4厘を出銀している。しかも出銀は加子賃錢が大部分で、このため船持どもは「大浚入用之儀其砌浦々ニ而他借仕大仲無滯致出銀候得共右借財未済方出来不申困窮必至難渋ニ御座候」と歎かざるを得なかつた。また助勢を訴えてきた淀船持に対し、過書方も若干の助勢をしてはいるが、弱小船持たちには大浚は大きな負担であった。このようなことが町方・村方にもあったのではなかろうか。<sup>⑦</sup>

(註)

- ① 江口村田中家文書「淀川神崎川中津川大浚御仁恵書」・「浪華持丸三十五軒江申諭書控」
- ② 西区史・45頁「天保二卯年四月十四日御用浚ニ付御冥加金銀高覚」
- ③ 吹田市早田家文書「天保二年大川浚ニ付一ヶ月入用覚」・「衆中仲間割方」・「川浚覚」・「衆中仲間船数之覚」・「天保三辰年大浚勘定書」・「淀船・衆中船・青物船・道済船・大塚船・尼浦船・大坂手操船・大坂大仲船覚」
- ④ 西区史42頁「大坂町中御加勢砂持番附」(天保2年)、大阪市史第2・425頁、大阪中之島図書館蔵「川浚木版画」
- ⑤ 大阪市史・達1692・達1693
- ⑥ 江口村田中家文書「天保三辰年五月廿一日」
- ⑦ 吹田市早田家文書「浜屋新兵衛より廻状相添淀船持之助勢銀致し遣候請書并出銀割之控」、摂津市史本編・村川行弘「御救大浚え」481～483頁

## 7 その後の経過

御救大浚は今までの改修工事と異なり、総合的に行われたため、沿岸住民の負担も大であったが、かなりの効果があった。また浚渫土砂によって天保山が築立てられ、港湾の目印にもなり、大坂町人も廻船業者も恩恵をうけることになった。沿岸村々も堤防の補強がなり、淀川・中津川・神崎川筋とも一応の安堵を得た。湖辺村々も新田開発を具体的に進めることができた。幕府もこの大浚冥加金の残銀をそのまま以後の川浚費に充てるべく用意し、常浚も表3のごとく、これまでと同様に行うことにより、都市・農村の淀川に対する恐怖を軽減せしめている。

また上丁場の定浚も天保10年(1839)より5カ年を1期として、土砂積五合船20艘・1カ年入用銀19貫430匁・諸雜入用9貫で、東横堀川新田の柳屋四郎兵衛に請負わせている。

このような治水策にもかかわらず土砂の埋没は激しく、天保12年(1841)には安治川口の臨時大浚が行われ、嘉永元年(1848)には大洪水のため、再び川床改修の必要が起り、翌2年大坂三郷町中より、市内諸枝川の大川浚が出願された。このため嘉永3年にかけて大川浚を行い、続いて淀川本流・堂嶋川の浚渫も同

## 近世淀川治水史（村川）

表3・川々常浚請負人一覧表

年代	期間	貸与の土砂 積五合船	1カ年の川 浚入用銀	雜諸入用	五合船小 修復入用	請負人
寛政2～11	10カ年	250艘	279貫375匁	5貫800匁	10カ年に 30貫	九条村仁左 衛門
寛政12～ 文化6	〃	〃	〃	〃	〃	仁左衛門孫 の吉兵衛、 東横堀川葭 屋庄七
文化7～ 文政2	〃	〃	〃	〃	〃	吉兵衛
文政3～ 12	〃	200艘	229貫200匁	〃	10カ年に 27貫	吉兵衛
天保1～ 10	〃	〃	〃	〃	〃	吉兵衛弟の 仁左衛門
天保11～ 嘉永2	〃	〃	〃	〃	〃	馬場村甚右 衛門、上中 嶋津国屋忠 兵衛、堂嶋 新地北町七 之助
嘉永3～ 安政6	〃	〃	〃	〃	〃	同 上

時に着手している。旧来よりの国役堤の補強も平行して行われ、享保7年(1722)以来、淀川・神崎川・中津川・桂川・木津川・宇治川修繕費として山城及摂津全国・大和11郡・河内9郡より徴収していた大川筋御普請御入用銀は依然として、その後も賦課されていた。表4の通りである。

慶応3年(1867)に至り川浚冥加金の制度は廃止されたが、翌明治元年(1868)<sup>①</sup>の洪水で再び川浚冥加金を徴収して浚渫を行い、同年7月以降、一部を賦課金、爾余を官費支出とした。

明治3年(1870)よりは安治川・木津川・尻無川・中津川入津の船より石錢を徴収して河川浚疎費とした。また町奉行に代って明治元年には治河使が置かれ、河川の管理が行われた。明治18年(1885)からは5年ごとに年1万3,634円の国庫補助で、大阪浚疎株式会社に請負わせ、外国製の浚渫船で浚渫を行うようになった。しかしこのような方法が根本的に水害を除去する方法でないことは、江戸時代を通じて行われた川浚によって充分に理解できることであり、根本的

表4・大川筋御普請入用銀年表

年代	百石ニ付銀高	年代	百石ニ付銀高
天明 7	匁 31,472	享和 3	匁 13,235
〃 8	28,395	文化 1	31,342
寛政 1	22,383	〃 2	26,884
〃 2	16,360	〃 3	9,663
〃 3	30,951	〃 4	33,041
〃 4	17,512	〃 5	31,355
〃 5	18,517	〃 6	31,355
〃 6	17,425	〃 7	31,348
〃 7	17,971	天保15	5,502
〃 8	15,862	弘化 5	18,173
〃 9	10,320	嘉永 2	27,927
〃 10	16,247	〃 4	31,576
〃 11	13,486	安政 2	31,657
〃 12	13,277	〃 3	24,655
享和 1	22,679	〃 4	6,987
〃 2	13,959	〃 5	26,637

大改修の議が起ることになった。すなわち明治18年及び22年の淀川洪水をきっかけとして「大阪府会より内務大臣あての建議書」(明治24年)が出され、淀川筋改修は政府の直轄事業とし、川筋を一連帶として、上流に排水の工事をし、下流に横溢の害を除き、枝川もすべて改修されるよう、施行箇所まで建議された。かかる気運を背景として、明治28年(1895)河川法案が淀川改修予算案とともに帝国議会に提出され、29年4月、「河川法」の公布となり、31年4月より淀川筋大改修工事が着工せられ、42年(1909)に至って竣工した。護岸工事・河川開鑿も同時に行われ、明治・大正期を通じて淀川筋の大治水工事は着々とその成果を示してくれた。

幕藩体制の維持、強化に汲々としていた幕府の施策と近代国家として出発し

た明治新政府の施策とを治水策においてみると、そのスケールの比はいうまでもないことながら、為政者の見識が著しく近代化していることが容易に理解できるであろう。

(註)

① 南刀根山村浅井家文書・江口村田中家文書「大川筋御普請入用銀表」

② 明治大正大阪市史第8巻年表・明治大正大阪市史第3巻990～1018頁

## 8 結 語

淀川流域に関する限り、いかに農民的商品経済が発達し、在郷商人が発生しても、経済都市「大坂」との関係のきずなは断ち切れず、特権商人によって流通面は支配されていた。従って経済的実権を握る特権大商人とこれに寄生する町人・労働者で都市が構成され、これに結びついて農村の豪農層には特権企業に乗出す者もあり、農村の階層分化に拍車をかけることになった。一方、働く土地を失った貧農らは大都市へ出奔し、その日ぐらしの糧を得んがためにひしめいていた。幕末になると与力衆すら大商人によりかかっていた実状をみれば、経済都市「大坂」の実態は「天下の台所」であるとともに、「天下の貧民街」としての要素も併せ持っていた。大坂市中の株仲間を中心とした豪商の人数と都市貧民の人数を比較してみると容易にうなづけるであろう。限られた特権商人の経済活動に依存し、生活を左右されねばならなかった淀川流域の住民は、淀川筋・海口湊が土砂埋没し、諸川船・諸廻船の運航・入津に差支えが起り、相場にも関係が生じると、そのしわよせの苦痛を免れることはできなかった。大坂の繁昌・不繁昌は単に大坂町人のみならず影響するところは大であった。都市貧民・零細農民は立上がる気力もないほどの苦境が習慣になっていた。むしろ農村マニユの中心であった中農層以上及び都市中堅市民階級が、社会的経済的に影響されるところ、最も大きく、それだけに変動には敏感であった。中堅階級の動きを適確に把握することが近世史にとって最も大切なことであるという常識的結論を淀川浚についてもまた見うるようである。

封建的経済機構の根幹をなす農村中堅層の動搖はまた封建領主の危機にも結

びつく。畿内先進地域と称される淀川・大和川・神崎川・武庫川流域は大坂商人を中心とした特権的経済構造と近郊農村工業の発展による確執に苦しまねばならなかった。川浚にみられた町方・村方・上流・中流・下流域の主張はそれぞれ中堅層の動搖した思惑のあらわれであり、現状維持・現状打開へと腐心しつつ、しかも大坂大商人の動向に左右されねばならぬ経済的弱点より、積極的な打開策を講じ得なかった。幕藩体制の崩壊は政治的・経済的活動の場を一変せしめた。明治新政府による淀川大改修工事も、この近代化をめざした政治的・経済的基盤の上に実現し得たといえよう。また河川の改修などというものは、全流域を一貫して工事しない限り、効果は期待できないものであり、このようなわかりきった常識的作業が容易には実現しなかった。このような矛盾はなお部分的には現代にも尾を引いているのであるまい。

本稿は阿部真琴・小林茂・井上薰・津田秀夫・有坂隆道・末中哲夫氏とともに採訪した近世庶民史料のうち、筆者の担当である舟運・治水関係史料の一部を紹介したものである。